

〔別紙1〕

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター無停電電源装置他点検整備
契約の相手方	神戸電機工業株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、東クリーンセンターに設置された無停電電源装置及びプラント用直流電源装置、建築用直流電源装置の点検整備を実施するものである。</p> <p>これらの機器は、プラント制御用計算機システム、受変電設備、ごみ搬入設備他等の重要設備に制御電源を供給する装置であり、当該機器が故障すると、プラント機器が制御できなくなり、ごみの焼却業務が出来なくなる。また、発電が出来ないことによる金銭的損失が発生する。</p> <p>本業務により点検を行い、ごみの焼却業務に支障を及ぼすような重大故障を未然に防止し、予防保全に努めるものである。</p> <p>点検には本設備の設計・製造・施工会社である日立化成(株)しか所有していない、本設備の性能・構成部品に関する技術的な情報、専門的なメンテナンスの方法等の情報が必要となる。</p> <p>したがって、日立化成(株)の特約店であり、日立化成(株)の神戸地区の保守・点検等サービス部門を一手に継承する上記業者でしか履行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)